

令和7年度鹿児島県土木部における
総合評価落札方式(試行)のガイドライン
(工事)

令和7年4月
鹿児島県土木部監理課

【目 次】

1 総合評価方式の概要	1
1-1 背景と方策	
1-2 効果	
1-3 評価方式の選択	
2 実施手順	2
2-1 特別簡易型(一般競争入札)自己採点方式の試行手順	
2-2 簡易型・標準型(一般競争入札)の試行手順	
3 特別簡易型における審査・評価	4
3-1 技術資料の提出要請	
3-2 自己採点方式による技術資料及び自己採点表 (以下、「技術資料等」という。)の提出要請	
3-3 評価項目, 加算点及び評価基準	
3-4 自己採点表の審査方法	
4 総合評価による落札者の決定	30
4-1 評価値の算出方法	
4-2 加算点の設定	
5 その他の留意事項	30
5-1 評価内容の担保	
5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保	
5-3 情報公開	

平成21年 7月 7日	初版	平成31年 4月 1日	第14回改訂版
平成21年 9月 1日	第1回改訂版	令和 2年 4月 1日	第15回改訂版
平成21年12月18日	第2回改訂版	令和 3年 4月 1日	第16回改訂版
平成22年 5月18日	第3回改訂版	令和 4年 4月 1日	第17回改訂版
平成23年 7月 4日	第4回改訂版	令和 5年 4月 1日	第18回改訂版
平成23年 7月11日	第5回改訂版	令和 6年 4月 1日	第19回改訂版
平成24年 6月 1日	第6回改訂版	令和 7年 4月 1日	第20回改訂版
平成25年 7月 1日	第7回改訂版		
平成26年 4月 1日	第8回改訂版		
平成26年 5月12日	第9回改訂版		
平成27年 5月 1日	第10回改訂版		
平成28年 4月 1日	第11回改訂版		
平成29年 4月 1日	第12回改訂版		
平成30年 4月 1日	第13回改訂版		

総合評価方式ガイドライン

1 総合評価落札方式の概要

1-1 背景と方策

公共工事においては、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札が増加するとともに、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下の懸念が顕著となっている。

こうしたことから、公共工事の品質確保を図るためには、経済性に配慮しつつ価格以外の要素（技術力）も考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価方式は、落札者の決定において、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

1-2 効果

- ① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-3 評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式

②総合評価方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式を選択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価する方式

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式

【標準型】

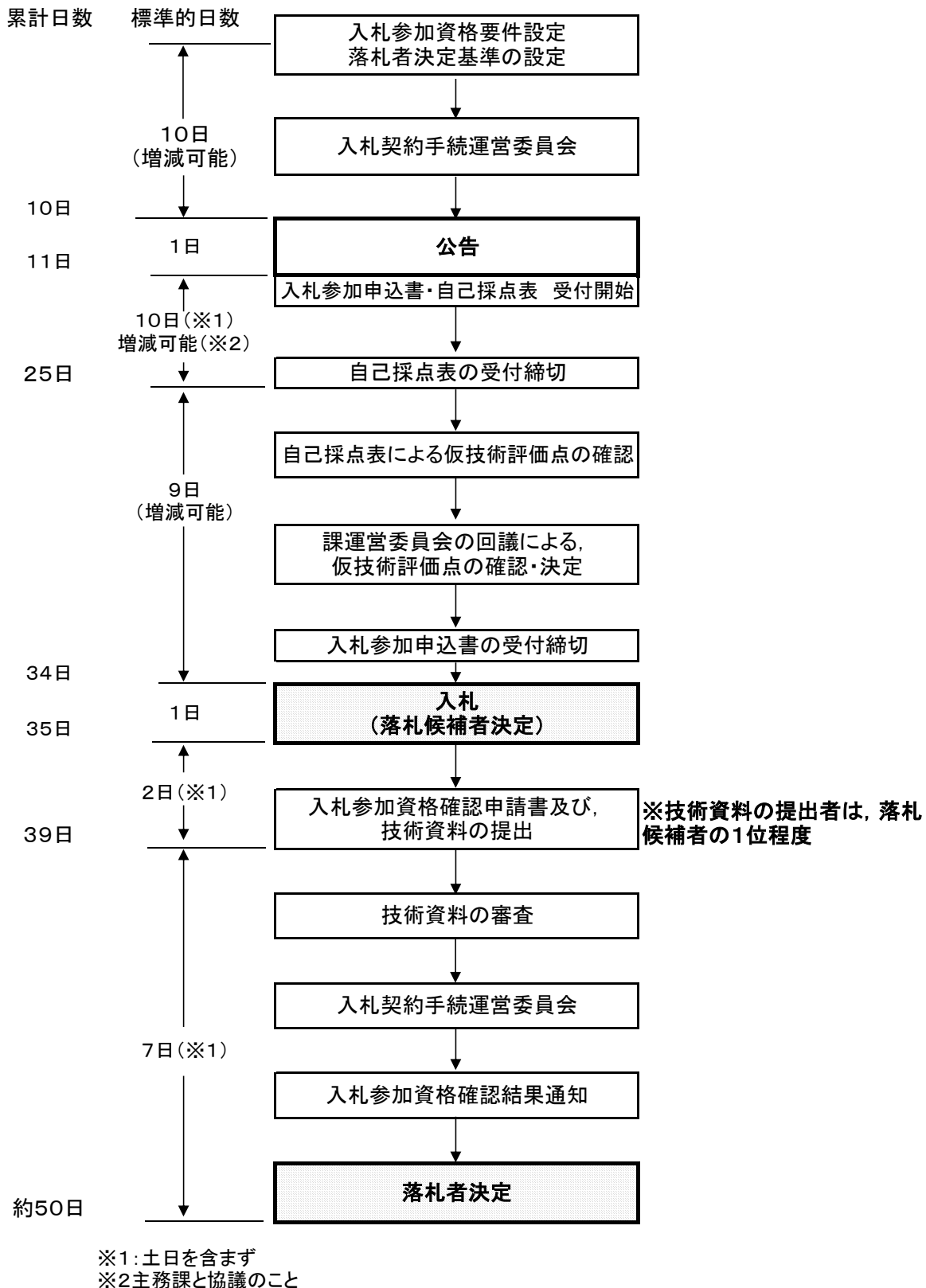
技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式

2 実施の手順

実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、落札決定基準の検討や技術資料の審査期間については、適宜日数を増減できる。

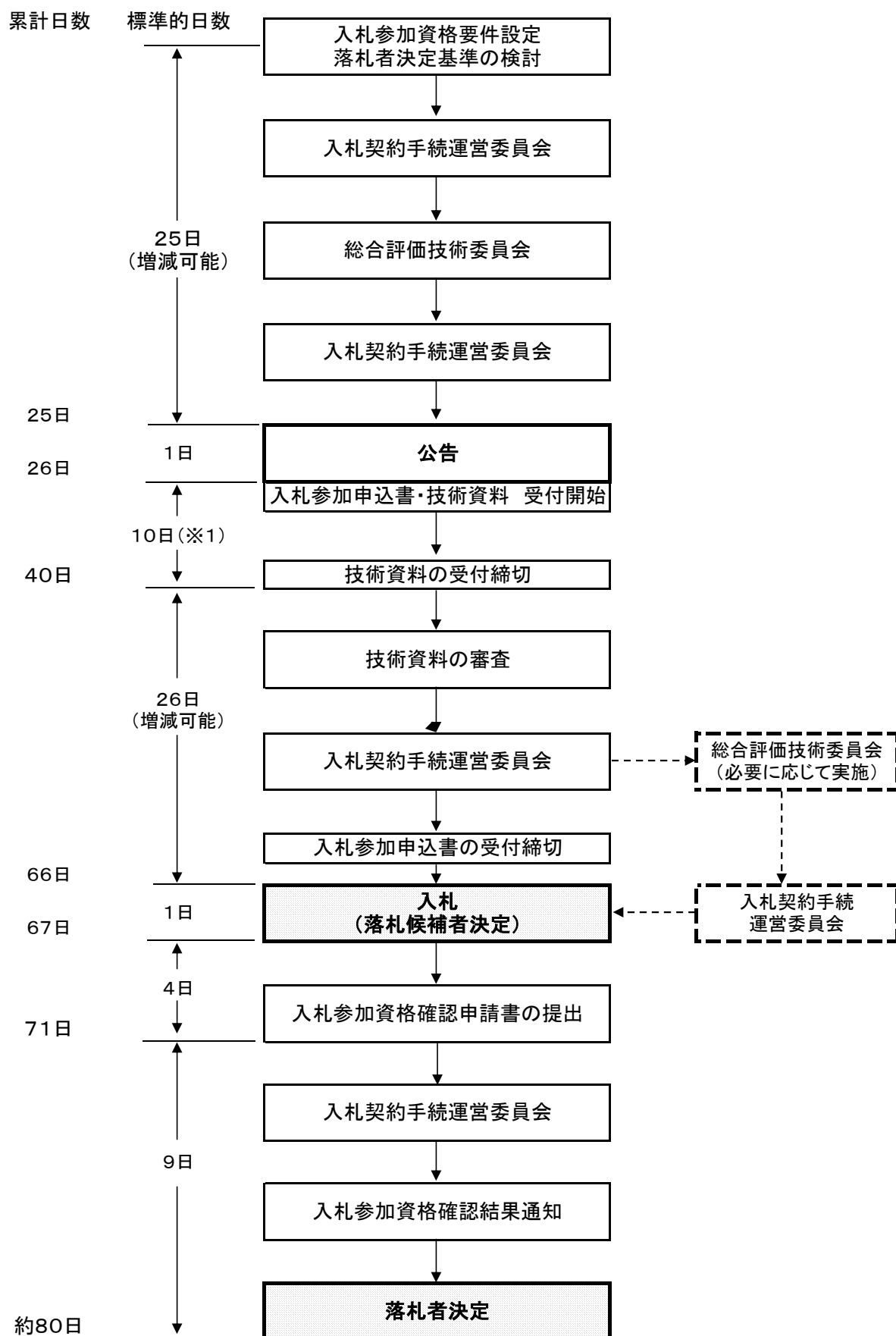
2-1 特別簡易型(一般競争入札)自己採点方式の試行手順



鹿児島県総合評価試行要領第4条1項の落札者の決定基準(評価項目、加算点)については、鹿児島県総合評価技術委員会を経て土木部入札契約手続委員会により年度当初で決定する。

併せて、試行要領第4条2項の技術評価点の適否についての審議も実施するかどうかについても意見を伺う。

2-2 簡易型・標準型(一般競争入札)の実施手順



※1: 土日を含まず

3 特別簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において、技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②技術資料の内容及び提出期限
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料及び作成要領等の配付場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ③決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ④総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤評価内容の担保に関する事項
- ⑥その他総合評価方式に関する事項
 - ・入札無効
 - ・落札者の決定

3-2 自己採点方式による技術資料及び自己採点表(以下、「技術資料等」という。)の提出要請

自己採点方式により入札を行おうとするときは、技術資料等の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②自己採点方式を適用する入札であること。
- ③技術資料等の内容及び提出期限
 - ・自己採点表の作成
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料等及び作成要領等の配布場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料等の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ④決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ⑤総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項

⑥評価内容の担保に関する事項

⑦その他総合評価方式に関する事項

- ・入札無効
- ・落札者の決定

3-3 評価項目、加算点及び評価基準

配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者を配置予定技術者とすることができる。

その場合、審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

地域貢献の実績は会社としての実績とする。

各工種の評価項目、加算点及び評価基準は6ページから29ページを参照

3-4 自己採点表の審査方法

落札者を決定するために、県が指定した者から提出された技術評価点の自己採点(仮技術評価点)について、県は、当該者から提出された技術資料を基に審査を行う。

審査の際、自己採点表に誤りがあった場合は、県は次のとおり修正を行うものとする。

- ・ 自己採点が過大評価となっていた場合は、正しい評価に下方修正する。
- ・ 自己採点が過小評価となっていた場合は、修正は行わない。
- ・ 審査・修正は、各評価項目毎に行う。

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(6千万円以上 1億3千万円未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6.5点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5 点) ○表彰実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去5年間に於ける国又は県の同種工事の県内施工実績 ○実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0 点)	令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 ○0件=受注工事量 (1.0 点) ○1件=受注工事量 (0.5 点) ○2件=受注工事量 (0.0 点) ○3件=受注工事量 (-0.5 点) ○4件=受注工事量 (-1.0 点)	当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象の6千万円～3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ①ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業 主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性 活躍推進宣言登録企業 ②ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業 主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしておき、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

別表

配置 予定 技術者 の 能力	1. 5点	(1) または (2) のどちらかを選択	表彰実績 0 点と 5 点 を 手 育 限 成 加 算 の 合 計 は	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものを含む。	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
				☐ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ☐ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ☐ 実績なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
				担い手育成加算 ☐ 配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ☐ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ☐ 加算なし (0.0 点)	なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
配置 予定 技術者 の 能力	1. 5点	(2)	配置予定技術者の工事成績評定最高点	☐ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ☐ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ☐ 該当なし (0.0 点)	配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
				前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。
				☐ 推奨以上 (1.0 点) ☐ 推奨未満 (0.5 点) ☐ なし (0.0 点)	・推奨単位数:20ユニット
地域 貢献度	3. 0点		営業所の有無	☐ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり (1.0 点) ☐ 工事箇所の所在する市町村内に営業所(従業員10名以上)あり (0.8 点) ☐ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり (0.6 点) ☐ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (0.3 点) ☐ 上記以外 (0.0 点)	左記箇所に営業所を有するか。 ※薩摩川内市の本土地区と甕島地区は、別市町村の取扱い ※奄美市と龍郷町は、同一市町村の取扱い
				地域への貢献 (市町村内又は振興局・支庁管内での実績) ① 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 1.4 ② 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 (~ 点) ③ 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 0.2 ④ 消防団員の雇用 ⑤ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績	① 令和2年度から令和6年度までの5年間に、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 令和2年度から令和6年度までに、道路管理委託業務(最終工期180日以上)の管理業務又は雪氷・降灰対策)の実績があるか。 ③ 令和6年度に「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。 (当該市町村又は振興局・支庁管内での実績は、当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る) ④ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ⑤ 令和5年度から令和6年度の過去2年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。(当該工事箇所の所在する市町村内の実績のみ評価する。) ※薩摩川内市の本土地区と甕島地区は、別市町村の取扱い ※奄美市と龍郷町は、同一市町村の取扱い
				☐ 工事箇所の所在する市町村内で①～④の実績あり(1項目あたり0.4点) ☐ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～④の実績あり(1項目あたり0.2点) ☐ 工事箇所の所在する市町村内で⑤の実績あり(0.4点) ☐ 上記の実績なし (0.0 点) ※ ①～⑤の評価点の合計は1.4点を上限とする。	
				市町村との災害協定	⑤ 市町村との災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。 ※薩摩川内市の本土地区と甕島地区は別市町村取扱い ※奄美市と龍郷町は、同一市町村の取扱い
				☐ 工事箇所の市町村との災害協定の締結 (0.6 点) ☐ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 (0.3 点) ☐ 上記以外 (0.0 点)	
合 計				11.0 点	

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 7.5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5点) ○表彰実績なし (0.0点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去5年間における国又は県の同種工事の県内施工実績 ○2件以上の実績あり (0.5点) ○1件の実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点)	令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て (2.9点) ○78点未満 (0.0点)	令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 ○0件=受注工事量 (1.0点) ○1件=受注工事量 (0.5点) ○2件=受注工事量 (0.0点) ○3件=受注工事量 (-0.5点) ○4件≤受注工事量 (-1.0点)	当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象の6千万円～3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録 ①前年度までに障害者を雇用している。 ②前年度までに高齢者を雇用している。 ③鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5点) ○上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点)	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ①ア又はイである。 ア えるぼし又はくろみんの認定企業 イ えるぼし又はくろみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ②ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくろみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

配置 予定 技術者の 能力 1. 5点	(1) または (2) のどちらか を 選 択	表彰 実 績 0 点 ・ 5 点 を 手 上 育 限 成 と 加 算 す る の 合 計 は	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。	
		配置予定技術者の工事成績評定最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)	配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。	
前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)			1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット	
地域 貢献度 2. 0点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (0.5 点) ○ 上記以外 (0.0 点)			左記箇所に営業所を有するか。
	地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①(1) 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績又は (2) 過去5年間における道路管理委託業務の受注実績 ② 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ③ 消防団員の雇用 ④ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ○工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～③の実績あり(1項目当たり0.5点) ○県内で①～③の実績あり(1項目当たり0.3点) ○ <u>工事箇所の存在する市町村で④の実績あり(0.5点)</u> ○ 上記の実績なし (0.0 点) ※①～④の評価点の合計は1.5点を上限とする。			①(1) 令和2年度から令和6年度までの5年間に、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ①(2) 令和2年度から令和6年度までに、道路管理委託業務(最終工期180日以上の管理業務又は雪氷・降灰対策)の実績があるか。 ② 令和6年度に「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(当該振興局・支庁管内又は県内での実績は、当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る) ③ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ④ 令和5年度から令和6年度の過去2年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。(当該工事箇所の所在する市町村内の実績のみ評価する。)
	合 計			11.0 点

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 8.5点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 〔代表者〕 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり (0.5 点) ○ 表彰実績なし (0.0 点)	〔代表者の実績〕 平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去5年間に於ける国又は県の同種工事の 県内施工実績〔代表者〕 ○ 3件以上の実績あり (0.5 点) ○ 2件の実績あり (0.3 点) ○ 1件の実績あり (0.0 点)	〔代表者の実績〕 令和2年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 〔代表者〕 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ～0.1 点) (工事成績の平均点－78)×2.9／5＋0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点)	〔代表者の実績〕 令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況〔代表者〕 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	〔代表者の実績〕 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力〔代表者〕 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	〔代表者の実績〕 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 1.0－(代表者としての受注件数×0.5＋代表者以外の構成員としての受注件数×0.3) ※加算点は上記式で算出した点とし、最小値は-1.0点とする。 (1.0 ～ -1.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員の実績〕 当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が、代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、一般土木工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間に於ける新規学卒者の雇用〔代表者〕 過去5年間に於いて、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	〔代表者の実績〕 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録〔代表者〕 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5 点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	〔代表者の実績〕 ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み 〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ① ア又はイである。 (0.5 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.3 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員の実績〕 ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の県内施工実績 〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ・ICT全面活用施工実績 (0.5 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.3 点) ・実績なし (0.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員の実績〕 令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.5 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.3 点) ・活用なし (0.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員〕 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ※企業体として評価
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 〔代表者、代表者以外の構成員又は下請者〕 ・活用あり (0.5 点) ・活用なし (0.0 点)	〔代表者、代表者以外の構成員又は下請者〕 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 1.5点	(1)または(2)のどちらかを選択	表彰 実績 と 手 上 育 限 成 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 [代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者の実績] 平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
			担い手育成加算[代表者] ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者における加算条件] 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
			配置予定技術者の工事成績評定最高点[代表者] ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者の実績] 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
			前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況[代表者] ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者の実績] 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット
地域 貢献度 1.0点		営業所の有無[代表者] ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (1.0 点) ○ 上記以外 (0.0 点)		[代表者の実績] 左記箇所に代表者の営業所を有するか。
合 計				11.0 点

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(6千万円以上 3億円未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5 点) ○表彰実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去10年間における国又は県の同種工事の県内施工実績 ○実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の同一発注業種の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 (2.9 ~0.1 点) ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0 点)	令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の同一発注業種の工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 ○0件=受注工事量 (0.5 点) ○1件=受注工事量 (0.0 点) ○2件=受注工事量 (-0.5 点) ○3件=受注工事量 (-1.0 点) ○4件≦受注工事量 (-1.5 点)	当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象の6千万円～3億円の海上工事を対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ①ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ②ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(6千万円以上 3億円未満)

配置 予定 技術者の 能力 1. 5点	(1) または (2) のどちらか を 選 択	表彰 実績 ・ 5 点 と 担 い 手 上 育 限 成 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。	
		配置予定技術者の工事成績評定最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)	配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和3年度の工事で84点以上(令和4年度表彰対象評価点) ②令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ③令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。	
		配置予定技術者の資格保有 ○水産工学技士及び海上工事施工管理技術者の両方 (0.5 点) ○水産工学技士のみ (0.25 点) ○海上工事施工管理技術者のみ (0.25 点) ○なし (0.0 点) 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (0.5 点) ○ 推奨未満 (0.3 点) ○ なし (0.0 点)	水産工学技士や海上工事施工管理技術者の資格を保有しているか。 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット	
地域 貢献度 3. 0点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する次の区域内に主たる営業所あり (1.0 点) ○ 工事箇所の所在する次の区域内に区域内在住者20名以上で10年以上の営業所あり (0.8 点) 「区域」の区分 1億3千万円未満:本土・熊本・大島 1億3千万円以上:県内 ○ 県内に主たる営業所あり (0.5 点) ○ 県内に県内在住者20名以上で10年以上の営業所あり (0.3 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	左記箇所に営業所を有するか。 ①過去5年間に於いて、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績 ②過去5年間に於いて、道路管理委託業務(最終工期180日以上)の管理業務又は雪氷・降灰対策の実績 ③過去5年間に於いて、(1)崩土・落石・倒木・流木の除去等の応急工事の受注、又は(2)過去3～5年間に於いて下記④の実績 ④過去2年間に於いて、「大規模災害時における応急対策に関する細目協定」に基づく応急対策業務の活動実績(受注実績) ⑤過去2年間に於いて、「家畜伝染病予防法」に基づく消毒作業等の実績 ⑥令和6年度に「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績(当該振興局・支庁管内での実績は、当該振興局・支庁管内に営業所を有している者の活動に限る) ⑦令和6年度までに(1)ISO14000シリーズの認証(当該振興局・支庁管内での実績は、当該振興局・支庁管内の営業所における認証に限る)、又は(2)令和6年度に「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」の取組、又は(3)令和6年度に「かごしまCO2吸収量認証制度」の認証の実績 ⑧消防団に所属している社員を現在雇用しているか。 ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。		
	地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ① 過去5年間のボランティア活動等実績 ② 過去5年間に於ける道路管理委託業務の受注実績 ③ 過去5年間に於ける災害発生時の緊急的な災害復旧活動の実績 ④ 過去2年間に於ける災害協定に基づく緊急出動実績 ⑤ 過去2年間に於ける家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ⑥ 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ⑦ 前年度の地球温暖化防止などの環境保全活動実績 ⑧ 消防団員雇用 ○工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.4点) ○県内で①～⑧の実績あり(1項目当たり0.2点) (1.4 点) ※評価対象は最大4項目までで最大1.4点を上限とする。 ○ 上記の実績なし (0.0 点)			
	災害協定に基づく海上緊急出動体制 ○ 自社船保有かつ自社雇用船員2名以上 (0.6 点) ○ 自社船保有 (0.4 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は、「大規模災害時における応急対策に関する協定」において、応急対策業務に即時に従事できる体制を有するか。		
合 計		11.0 点	※ 同一発注業種は、土木一式工事もしくは、しゅんせつ工事	

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(3億円以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 8.0点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績[代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものを含む。 ○ 表彰実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	[代表者の実績] 平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去10年間に於ける国又は県の同種工事の県内施工実績[代表者] ○ 3件以上の実績あり (0.5 点) ○ 2件の実績あり (0.3 点) ○ 1件の実績あり (0.0 点)	[代表者の実績] 平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～③のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事
	過去3年間の同一発注業種の工事成績の平均点[代表者] ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て (2.9 ~0.1 点) ○ 78点未満 (0.0 点)	[代表者の実績] 令和4年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況[代表者] ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	[代表者の実績] 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
	経営事項審査における技術力[代表者] ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	[代表者の実績] 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。
	受注工事量[代表者及び代表者以外の構成員] ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 0.5-(代表者としての受注件数×0.5+代表者以外の構成員としての受注件数×0.3) ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-1.5点とする。 (0.5 ~ -1.5 点)	[代表者及び代表者以外の構成員の実績] 当該年度受注工事量は、令和7年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、海上工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間に於ける新規学卒者の雇用[代表者] 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	[代表者の実績] 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代表者] ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5 点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	[代表者の実績] ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。ただし、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用していること。 ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み [代表者及び代表者以外の構成員] ① ア又はイである。 (0.5 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.3 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	[代表者及び代表者以外の構成員の実績] ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の県内施工実績 [代表者及び代表者以外の構成員] ・ICT全面活用施工実績 (0.5 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.3 点) ・実績なし (0.0 点)	[代表者及び代表者以外の構成員の実績] 令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 鹿児島県の発注工事 ※各者の実績を評価
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 [代表者及び代表者以外の構成員] ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.5 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.3 点) ・活用なし (0.0 点)	[代表者及び代表者以外の構成員] 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ※企業体として評価
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 [代表者、代表者以外の構成員又は下請者] ・活用あり (0.5 点) ・活用なし (0.0 点)	[代表者、代表者以外の構成員又は下請者] 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇海上工事(3億円以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 1. 5 点	(1) または (2) のどちらかを選択	(1)	表彰実績 0 点と 5 点の合計は	過去 10 年間に於ける国 (九州内) 又は県の表彰実績 [代表者] ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者の実績] 平成 27 年度から令和 7 年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県 (土木部・農政部・環境林務部) 優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰 (建築課所管発注工事を除く) を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
			担い手育成加算 [代表者] ○配置予定技術者 (40 歳未満) または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者 (40 歳以上 45 歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者における加算条件] 配置予定技術者が次の ①～③ 又は ②～④ の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満 45 歳未満の者 ② 令和 2 年 4 月 1 日以降に県土木部 (商工労働水産部漁港漁場課を含む) が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和 2 年 4 月 1 日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が 78 点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は 0.5 点を上限とする。	
		(2)	配置予定技術者の工事成績評定最高点 [代表者] ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者の実績] 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部 (建築課所管発注工事を除く) または、商工労働水産部漁港漁場課所管が発注した一般競争入札の土木一式工事 (以下、「対象工事」という。) での工事成績評定最高点が、次の ①～③ のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1 級施工管理技士または 2 級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ① 令和 3 年度の工事で 84 点以上 (令和 4 年度表彰対象評価点) ② 令和 4 年度の工事で 84 点以上 (令和 5 年度表彰対象評価点) ③ 令和 5 年度の工事で 84 点以上 (令和 6 年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。	
			配置予定技術者の資格保有 [代表者] ○水産工学士及び海上工事施工管理技術者の両方 (0.5 点) ○水産工学士のみ (0.25 点) ○海上工事施工管理技術者のみ (0.25 点) ○なし (0.0 点)	[代表者の配置予定技術者の資格保有] 代表者の配置予定技術者が、水産工学士や海上工事施工管理技術者の資格を保有しているか。	
地域 貢献度 1. 5 点	営業所の有無 [代表者] ○ 工事箇所の所在する区域 (本土、熊本、大島) 内に主たる営業所又は区域内在住者 20 名以上で 10 年以上の営業所あり (1.0 点) ○ 県内に主たる営業所又は県内在住者 20 名以上で 10 年以上の営業所あり (0.5 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	前年度の CPDS (1 級土木施工管理技士) 単位取得状況 [代表者] ○ 推奨以上 (0.5 点) ○ 推奨未満 (0.3 点) ○ なし (0.0 点)		[代表者の配置予定技術者の実績] 1 級土木施工管理技士の資格保有者について、令和 6 年度に (一社) 全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度 (CPDS) で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数: 20 ユニット	
		災害協定に基づく海上緊急出動体制 [代表者又は代表者以外の構成員] ○ 自社船保有かつ自社雇用船員 2 名以上 (0.5 点) ○ 自社船保有 (0.3 点) ○ 上記以外 (0.0 点)		[代表者又は代表者以外の構成員の体制] 「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は、「大規模災害時における応急対策に関する協定」において、応急対策に即時に従事できる体制を有するか。	
		営業所の有無 [代表者] ○ 工事箇所の所在する区域 (本土、熊本、大島) 内に主たる営業所又は区域内在住者 20 名以上で 10 年以上の営業所あり (1.0 点) ○ 県内に主たる営業所又は県内在住者 20 名以上で 10 年以上の営業所あり (0.5 点) ○ 上記以外 (0.0 点)		[代表者の実績] 左記箇所に代表者の営業所を有するか。	
		災害協定に基づく海上緊急出動体制 [代表者又は代表者以外の構成員] ○ 自社船保有かつ自社雇用船員 2 名以上 (0.5 点) ○ 自社船保有 (0.3 点) ○ 上記以外 (0.0 点)		[代表者又は代表者以外の構成員の体制] 「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」又は、「大規模災害時における応急対策に関する協定」において、応急対策に即時に従事できる体制を有するか。	
合 計				11.0 点	※ 同一発注業種は、土木一式工事

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(PC) (6千万以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6.0点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績2回以上あり (1.0 点) ○表彰実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。
	過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)の同種工事の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5 点) ○2件の実績あり (0.3 点) ○1件の実績あり (0.0 点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)のPC橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点－78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て (2.9 ~0.1 点) ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0 点)	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑧のPC橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ ₁ 点(技術職員の数の点数)は何点か。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ①ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくみんの認定企業 イ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ②ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。
(1)～(4)の合計上限 1.0点		

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(PC) (6千万以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 2. 5点	表彰 実績 と 5 点 を 手 上 育 限 成 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の完請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0. 5点を上限とする。
地域 貢献度 2. 5点	配置予定技術者の資格保有 ○PC技士 (1.0 点) ○なし (0.0 点)	前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○推奨以上 (1.0 点) ○推奨未満 (0.5 点) ○なし (0.0 点)	PC技士の資格を保有しているか。 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット
	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0 点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8 点) ○県内に営業所あり (0.5 点) ○上記以外 (0.0 点)	地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○県内で①及び②の実績あり (1.5 点) ○県内で①又は②の実績あり (1.0 点) ○上記の実績なし (0.0 点)	左記営業所又は工場を有するか。 ① 令和2年度から令和6年度までの5年間に、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 令和6年度に「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(県内での実績は、県内に営業所を有している者の活動に限る)
合 計		11.0 点	

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(鋼橋)(6千万以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6.0点	過去10年間ににおける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (1.0 点) ○実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。
	過去10年間ににおける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)の鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5 点) ○2件の実績あり (0.3 点) ○1件の実績あり (0.0 点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	過去5年間ににおける九州内での国(九州内)・各県(九州内)の鋼橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0 点)	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑧の鋼橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間ににおけるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(鋼橋)(6千万以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 2.5点	表彰 実績 と 5担 点 い を 手 上 育 限 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
配置 予定 技術者 の 能力 2.5点	配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士 (1.0 点) ○なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士又は技術士(鋼構造物及びコンクリート)の資格を保有しているか。	
	前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数:20ユニット	
地域 貢献度 2.5点	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0 点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8 点) ○県内に営業所あり (0.5 点) ○上記以外 (0.0 点)	左記営業所又は工場を有するか。	
	地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○ ①の実績あり (0.0 ~1.0 点) ○ ②の実績あり (0.5 点) ○ 上記の実績なし (0.0 点)	① 令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて、年1回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 活動実績年数×0.2点 ② 令和6年度から公告日までの「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(県内での実績は、県内に営業所を有している者の活動に限る)	
合 計		11.0 点	

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇鋼構造物工事(浮桟橋) (6千万以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6.0点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (1.0 点) ○実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。
	過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)の同種工事の施工実績 ○ 3件以上の実績あり (0.5 点) ○ 2件の実績あり (0.3 点) ○ 1件の実績あり (0.0 点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記①～⑪のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)の同種工事の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (工事成績の平均点－78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て (2.9 ~0.1 点) ○ 78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0 点)	令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成した下記①～⑧の同種工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和5年度から令和7年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇鋼構造物工事(浮桟橋) (6千万以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 2. 5点	表彰 実績 と 5担 点 い を 手 上 育 限 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	配置 予定 技術者 の 能力 2. 5点	担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
	配置 予定 技術者 の 能力 2. 5点	配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士 (1.0 点) ○なし (0.0 点) 前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士又は技術士(鋼構造物及びコンクリート)の資格を保有しているか。 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数:20ユニット
地域 貢献度 2. 5点	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0 点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8 点) ○県内に営業所あり (0.5 点) ○上記以外 (0.0 点)	左記営業所又は工場を有するか。	
	地域への貢献 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 ○ ①の実績あり (0.0 ~1.0 点) ○ ②の実績あり (0.5 点) ○ 上記の実績なし (0.0 点)	① 令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて、年1回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 活動実績年数×0.2点 ② 令和6年度から公告日までの「ふるさと道」、「みんなの水辺」、「みんなの港」、又は「ふるさと砂防」の各サポート推進事業の活動実績があるか。(県内での実績は、県内に営業所を有している者の活動に限る)	
合 計		11.0 点	

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目, 加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札) 6千万円以上 3億円未満

評価項目及び加算点		評価基準
価格以外の評価項目	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国(九州地方整備局)及び本県(土木部)の発注工事における、優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けたものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去10年間の同種工事の施工実績 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和6年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、同種工事(民間工事を含む)の施工実績を有する企業であるか。
	過去10年間の建築一式工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点)	平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 ○ 0件=受注工事量 (0.0 点) ○ 1件=受注工事量 (-1.5 点) ○ 2件=受注工事量 (-3.0 点) ○ 3件≤受注工事量 (-4.5 点)	受注工事量は、本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県発注の建築一式工事(当該工事の予定価格(消費税を含む価格をいう)が3千4百万円未満のものを除く)のうち次に掲げるものを合算した件数とする。 (1) 施工中(契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう)の工事 (2) 落札候補者又は落札決定された工事
	過去5年間に於ける新規学卒者の雇用 過去5年間に於いて、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5 点) ○ 1つの実績 (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 (2) ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ○ 登録なし・活用なし (0.0 点)	当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり (0.2 点) ○ 活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目, 加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札) 6千万円以上 3億円未満

評価項目及び加算点				評価基準
価格以外の評価項目	配置予定技術者の能力 1.5点	(1) 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国(九州地方整備局)及び本県(土木部)の発注工事における優秀技術者等表彰(建築一式工事に限る)を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優秀技術者等表彰(建築一式工事に限る)を受けた技術者に限る。(表彰決定通知等含む)	
		(2) 担い手育成加算 0.5点 ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) (0.3点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○ 加算なし (0.0点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部が発注する建築一式工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。	
		前年度のCPD(建築)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0.0点)	令和6年度に公益社団法人鹿児島県建築士会の継続能力開発(CPD)制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数: 12単位	
	地域貢献度 3.0点(加算の上限)	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村で①と②の実績あり (2.0点) ○ 工事箇所の所在する市町村で①又は②の実績あり (1.0点) ○ 所管区域内で①又は②の実績あり (0.5点) ○ 上記の実績なし (0.0点)	・令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて、公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。 ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。	
		応急危険度判定士の雇用 ○ 2名以上 (1.0点) ○ 1名 (0.5点) ○ なし (0.0点)	入札公告日までの直近の応急危険度判定受講者登録台帳(鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱第4条第1項に基づく登録台帳をいう。)に登録されている社員を、現在雇用しているか。	
評価点の合計		10.6 点		

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目、加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札)3億円以上 WTO未満

評価項目及び加算点		評価基準
企業 の 施 工 能 力 6.1 (点) 下 限 点 価 格 以 外 の 評 価 項 目	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 【代表者】 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国(九州地方整備局)及び本県(土木部)の発注工事における、優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優良工事表彰(建築一式工事に限る)を受けたものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去10年間の同種工事の施工実績 【代表者】 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和6年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、同種工事(民間工事を含む)の施工実績を有する企業であるか。
	過去10年間の建築一式工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点)	平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注工事の建築一式工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。
	経営事項審査における経営状況 【代表者】 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるV評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 【代表者】 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 【代表者及び代表者以外の構成員の受注件数】 0.0-(代表者の受注件数×1.5 +代表者以外の構成員の受注件数×0.9) ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-4.5点。 (0.0 ~ -4.5 点)	受注工事量は、本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県発注の建築一式工事(当該工事の予定価格(消費税を含む価格をいう)が3千4百万円未満のものを除く)のうち次に掲げるものを合算した件数とする。なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が、代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき算定する。 (1) 施工中(契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう)の工事 (2) 落札候補者又は落札決定された工事
	過去5年間に於ける新規学卒者の雇用 【代表者】 過去5年間に於いて、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5 点) ○ 1つの実績 (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み 【代表者】 ① ア又はイである。 (0.5 点) ア えるぼし又はくみんの認定企業 イ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 (1) ② ウ又はエである。 (0.3 点) (2) ウ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 (3) エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ○ 登録なし・活用なし (0.0 点)	当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ①共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ※ 企業体として評価
	(3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 ○ 活用あり (0.2 点) ○ 活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※ 企業体として評価

令和7年度 総合評価方式(特別簡易型)における評価項目、加算点及び評価基準

◇建築一式(一般競争入札)3億円以上 WTO未満

評価項目及び加算点		評価基準
価格以外の評価項目	配置予定技術者の能力	(1) 過去10年間に於ける国(九州内)又は県の建築一式工事の表彰実績 【代表者】 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点) (2) 担い手育成加算 【代表者】 ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) (0.3点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○ 加算なし (0.0点)
	1.5点	平成27年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国(九州地方整備局)及び本県(土木部)の発注工事における優秀技術者等表彰(建築一式工事に限る)を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優秀技術者等表彰(建築一式工事に限る)を受けた技術者に限る。(表彰決定通知等含む) 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県土木部が発注する建築一式工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。
	0.5点	前年度のCPD(建築)単位取得状況 【代表者】 ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0.0点)
	3.0点	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 ②消防団員の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村で①と②の実績あり (1.5点) ○ 工事箇所の所在する市町村で①又は②の実績あり (1.0点) ○ 所管区域内で①又は②の実績あり (0.5点) ○ 上記の実績なし (0.0点) ・令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて、公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 ・消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。 ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ※代表者又は代表者以外の構成員のそれぞれの実績を評価
評価点の合計	加算の上限3.0点	応急危険度判定士の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 3名以上 (1.0点) ○ 1名 (0.5点) ○ なし (0.0点) 入札公告日までの直近の応急危険度判定受講者登録台帳(鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱第4条第1項に基づく登録台帳をいう。)に登録されている社員を、現在雇用しているか。 ※代表者又は代表者以外の構成員のそれぞれの登録状況を評価
	評価点の合計	10.6 点

別表

評価項目及び加算点			評価基準
企業 の 施 工 能 力 6.1 点	6.1 点	過去15年間における国（九州内）又は県の電気工事の表彰実績 ○ 表彰実績あり ○ 表彰実績なし	平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優良工事表彰（電気工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優良工事表彰（電気工事に限る）を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）
		過去10年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 実績あり ○ 実績なし	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の電気工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る） ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事
		過去10年間の電気工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 ○ 78点以上83点未満 ○ 78点未満 (工事成績の平均点-78) × 2.9/5 + 0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て	平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の電気工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何かか。
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 ○ 800点以上 900点未満 ○ 700点以上 800点未満 ○ 600点以上 700点未満 ○ 500点以上 600点未満 ○ 500点未満	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何点か。
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 ○ 1000点以上 1100点未満 ○ 900点以上 1000点未満 ○ 900点未満	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何点か。
		受注工事量 ○ 0件＝受注工事量 ○ 1件＝受注工事量 ○ 2件＝受注工事量 ○ 3件≦受注工事量	受注工事量は、本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の電気工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が6万円未満のものを除く）のうち、次に掲げるものを合算した件数とする。 (1) 施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 (2) 落札候補者又は落札決定された工事
		過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者（※1）を採用し、現在（※2）まで継続して雇用 ○ 実績あり ○ 実績なし	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者（※1）を採用し、現在（※2）まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終年度の学校（学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。
		障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 ○ 1つの実績 ○ 実績なし	① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業機構（二種会員）に登録しているか。
		(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 ア えるぼし又はくまのみの認定企業 イ えるぼし又はくまのみの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくまのみの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
		(1) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録、かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 ○ 活用なし	当該工事において、下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
(3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり ○ 活用なし	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。		
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 1.5 点	1.5 点	(1) 過去15年間における国（九州内）又は県の電気工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり ○ 上記以外での表彰実績あり ○ 実績なし	平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優秀技術者等表彰（電気工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優秀技術者等表彰（電気工事に限る）を受けている技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
		(2) 担い手育成加算 ○ 配置予定技術者（40歳未満または女性技術者） ○ 配置予定技術者（40歳以上45歳未満） ○ 加算なし	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に鹿児島県土木部が発注する電気工事（建築課所管分に限る）の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。
		前年度のCPD（設備）単位取得状況 ○ 推奨以上 ○ 推奨未満 ○ なし	令和6年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発（CPD）制度における取得単位数がどの程度か。 ・ 推奨単位数：12単位
地域 貢 献 度 3.0 点	3.0 点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（2年以上設置）あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（2年以上設置）あり ○ 上記以外	左記箇所に営業所を有するか。
		①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①と②の実績あり ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり ○ 上記の実績なし	・ 令和2年度から令和6年度までの5年間において、公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 ・ 消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
市町村との災害協定 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 ○ 上記以外	市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。		
評価点 の 合 計		10.6点	

別表

評価項目及び加算点		評価基準	
企業 の 施 工 能 力 6.1 点 (下 限 0.6 点)	過去15年間における国(九州内)又は県の電気工事の表彰実績 【代表者】 ○ 表彰実績あり ○ 表彰実績なし (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事(建築課所管分に限る)における優良工事表彰(電気工事に限る)を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優良工事表彰(電気工事に限る)を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)	
	過去10年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 【代表者】 ○ 実績あり ○ 実績なし (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の電気工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事(建築課所管分に限る) ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事	
	過去10年間の電気工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ 83点以上 ○ 78点以上83点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (3.0点) (2.9~0.1点) (0.0点)	【代表者の実績】 平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注(建築課所管分に限る)の電気工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。	
	経営事項審査における経営状況 【代表者】 ○ 900点以上 ○ 800点以上 900点未満 ○ 700点以上 800点未満 ○ 600点以上 700点未満 ○ 500点以上 600点未満 ○ 500点未満 (0.30点) (0.25点) (0.20点) (0.15点) (0.10点) (0.00点)	【代表者の実績】 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評価(経営状況)は何か。	
	経営事項審査における技術力 【代表者】 ○ 1100点以上 ○ 1000点以上 1100点未満 ○ 900点以上 1000点未満 ○ 900点未満 (0.20点) (0.15点) (0.10点) (0.00点)	【代表者の実績】 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。	
	受注工事量 【代表者及び代表者以外の構成員】 0.0~(代表者の受注件数×1.5+代表者以外の構成員の受注件数×0.9) (0.0~ -4.5点) ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-4.5点とする。	【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 受注工事量は、本件入札公告条件の開札日前日における鹿児島県土木部発注(建築課所管分に限る)の電気工事(当該工事の予定価格(消費税を含む価格をいう)が6千万円未満のものを除く)のうち、次に掲げるものを含算した件数とする (1) 施工中(契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう)の工事 (2) 落札候補者又は落札決定された工事	
	過去5年間における新規学卒者の雇用 【代表者】 過去5年間に、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり ○ 実績なし (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。	
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 ○ 1つの実績 ○ 実績なし (0.5点) (0.3点) (0.0点)	【代表者の実績】 ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。	
	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み 【代表者】 ① ア又はイである。 ア えるぼし又はくんの認定企業 イ えるぼし又はくんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外 (0.5点) (0.3点) (0.0点)	【代表者の実績】 ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。	
	(2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録、かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 ○ 活用なし (0.4点) (0.2点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の構成員】 当該工事において、下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。	
(3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 ○ 活用あり ○ 活用なし (0.2点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。		
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 1.5 点	(1) 過去15年間における国(九州内)又は県の電気工事の表彰実績 【代表者】 ○ 現在の会社での表彰実績あり ○ 上記以外での表彰実績あり ○ 実績なし (0.5点) (0.3点) (0.0点)	【代表者の配置予定技術者の実績】 平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事(建築課所管分に限る)における優秀技術者等表彰(電気工事に限る)を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優秀技術者等表彰(電気工事に限る)を受けている技術者に限る。(表彰決定通知等含む)	
	(2) 担い手育成加算 【代表者】 ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) ○ 加算なし (0.3点) (0.2点) (0.0点)	【代表者の配置予定技術者における加算条件】 配置予定技術者が次の①~③又は②~④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に鹿児島県土木部が発注する電気工事(建築課所管分に限る)の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工事の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。	
	前年度のCPD(設備)単位取得状況 【代表者】 ○ 推奨以上 ○ 推奨未満 ○ なし (1.0点) (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 令和6年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発(CPD)制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:12単位	
地域 貢 献 度 3.0 点 (加 算 の 上 限 3.0 点)	営業所の有無 【代表者】 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり ○ 上記以外 (0.5点) (0.2点) (0.0点)	【代表者の実績】 左記箇所に営業所を有するか。	
	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 2.消防団員の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり ○ 上記の実績なし (1.0点) (0.5点) (0.2点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の実績】 ・令和2年度から令和6年度までの5年間に、公共施設又は公共施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 【代表者及び代表者以外の実績】 消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。	
市町村との災害協定 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 ○ 上記以外 (1.0点) (0.5点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の実績】 市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。		
評価点 の 合 計	10.6点		

令和7年度 総合評価方式（特別簡易型）における評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇管工事（6千万円以上 2億円未満）

評価項目及び加算点			評価基準	
価格以外の評価項目	企業の施工能力 6.1点 (下限0点)	過去15年間における国（九州内）又は県の管工事の表彰実績 ○ 表彰実績あり (0.5点) ○ 表彰実績なし (0.0点)	平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優良工事表彰（管工事に限る）を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優良工事表彰（管工事に限る）を受けているものに限る。（表彰決定通知等含む）	
		過去10年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 ○ 実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の管工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る） ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事	
		過去10年間の管工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 (3.0点) ○ 78点以上83点未満 (2.9～0.1点) （工事成績の平均点-78）×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0点)	平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の管工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。	
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10点) ○ 500点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何か。	
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10点) ○ 900点未満 (0.00点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるZ1点（技術職員の数の点数）は何か。	
		受注工事量 ○ 0件＝受注工事量 (0.0点) ○ 1件＝受注工事量 (-1.5点) ○ 2件＝受注工事量 (-3.0点) ○ 3件≦受注工事量 (-4.5点)	受注工事量は、本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注（建築課所管分に限る）の管工事（当該工事の予定価格（消費税を含む価格をいう）が6千万円未満のものを除く）のうち、次に掲げるものを合算した件数とする。 (1) 施工中（契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう）の工事 (2) 落札候補者又は落札決定された工事	
		過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終学歴の学校（学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設）を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。	
		障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5点) ○ 1つの実績 (0.3点) ○ 実績なし (0.0点)	① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二重会員）に登録しているか。	
		(1)の合計上限 0.6点	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4点) ア えるぼし又ははくるみんの認定企業 イ えるぼし又ははくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2点) ウ えるぼし又ははくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・ 上記以外 (0.0点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
			(2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録、かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ○ 活用なし (0.0点)	当該工事において、下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり (0.2点) ○ 活用なし (0.0点)		当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。	
	配置予定技術者の能力 1.5点		(1) 過去15年間における国（九州内）又は県の管工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点)	平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事（建築課所管分に限る）における優秀技術者等表彰（管工事に限る）を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優秀技術者等表彰（管工事に限る）を受けている技術者に限る。（表彰決定通知等含む）
		(2) 担い手育成加算 ○ 配置予定技術者（40歳未満または女性技術者） (0.3点) ○ 配置予定技術者（40歳以上45歳未満） (0.2点) ○ 加算なし (0.0点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に鹿児島県土木部が発注する管工事（建築課所管分に限る）の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。	
		前年度のCPD（設備）単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0.0点)	令和6年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発（CPD）制度における取得単位数がどの程度か。 ・ 推奨単位数：12単位	
地域貢献度 3.0点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所（2年以上設置）あり (0.5点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所（2年以上設置）あり (0.2点) ○ 上記以外 (0.0点)	左記箇所に営業所を有するか。		
	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ②消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①と②の実績あり (1.5点) ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり (1.0点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり (0.5点) ○ 上記の実績なし (0.0点)	・ 令和2年度から令和6年度までの5年間において、公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 ・ 消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。		
	市町村との災害協定 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結 (1.0点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 (0.5点) ○ 上記以外 (0.0点)	市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。		
評価点の合計	10.6点			

別表

評価項目及び加算点		評価基準
企業の施工能力 6.1点 (下限0点)	過去15年間における国(九州内)又は県の管工事の表彰実績 【代表者】 ○ 表彰実績あり ○ 表彰実績なし (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事(建築課所管分に限る)における優良工事表彰(管工事に限る)を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優良工事表彰(管工事に限る)を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去10年間におけるの国又は県の同種工事の県内施工実績 【代表者】 ○ 実績あり ○ 実績なし (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた下記の①及び②の管工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ① 鹿児島県土木部の発注工事(建築課所管分に限る) ② 国土交通省九州地方整備局の発注工事
	過去10年間の管工事の工事成績の平均点 【代表者】 ○ 8.3点以上 ○ 7.8点以上8.3点未満 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 7.8点未満 (3.0点) (2.9点) (0.1点) (0.0点)	【代表者の実績】 平成27年1月1日から令和6年12月31日までに完成した鹿児島県土木部発注(建築課所管分に限る)の管工事において、単独の元請け又は共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。
	経営事項審査における経営状況 【代表者】 ○ 900点以上 ○ 800点以上 900点未満 ○ 700点以上 800点未満 ○ 600点以上 700点未満 ○ 500点以上 600点未満 ○ 500点未満 (0.30点) (0.25点) (0.20点) (0.15点) (0.10点) (0.00点)	【代表者の実績】 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 【代表者】 ○ 1100点以上 ○ 1000点以上 1100点未満 ○ 900点以上 1000点未満 ○ 900点未満 (0.20点) (0.15点) (0.10点) (0.00点)	【代表者の実績】 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 【代表者及び代表者以外の構成員】 0.0～(代表者の受注件数×1.5+代表者以外の構成員の受注件数×0.9) (0.0～-4.5点) ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-4.5点とする。	【代表者及び代表者以外の構成員の実績】 受注工事量は、本件入札公告案件の開札日前日における鹿児島県土木部発注(建築課所管分に限る)の管工事(当該工事の予定価格(消費税を含む価格をいう)が6千万円未満のものを除く)のうち、次に掲げるものを合算した件数とする。 (1) 施工中(契約日から工事完成通知書が受理された日の間までをいう)の工事 (2) 落札候補者又は落札決定された工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用 【代表者】 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり ○ 実績なし (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 【代表者】 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 ○ 1つの実績 ○ 実績なし (0.5点) (0.3点) (0.0点)	【代表者の実績】 ① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。(法定雇用数がある場合は法定雇用率以上雇用) ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み 【代表者】 ① ア又はイである。 ア えるぼし又ははくるみんの認定企業 イ えるぼし又ははくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又ははくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.5点) (0.3点) (0.0点)	【代表者の実績】 ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録、かつ当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 ○ 活用なし (0.4点) (0.2点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の構成員】 当該工事において、下記①又は②の建設キャリアアップシステムを活用するか。 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
(3) 当該工事における登録基幹技能者の活用 【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 ○ 活用あり ○ 活用なし (0.2点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の構成員又は下請者】 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。	
配置予定技術者の能力 1.5点	(1) 過去15年間における国(九州内)又は県の管工事の表彰実績 【代表者】 ○ 現在の会社での表彰実績あり ○ 上記以外での表彰実績あり ○ 実績なし (0.5点) (0.3点) (0.0点)	【代表者の配置予定技術者の実績】 平成22年度から令和7年度において、単独の元請け又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局及び鹿児島県土木部の発注工事(建築課所管分に限る)における優秀技術者等表彰(管工事に限る)を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに優秀技術者等表彰(管工事に限る)を受けている技術者に限る。(表彰決定通知等含む)
	(2) 担い手育成加算 【代表者】 ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) ○ 加算なし (0.3点) (0.2点) (0.0点)	【代表者の配置予定技術者における加算条件】 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に鹿児島県土木部が発注する管工事(建築課所管分に限る)の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績がある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者 ④ 女性技術者である。
	前年度のCPD(設備)単位取得状況 【代表者】 ○ 推奨以上 ○ 推奨未満 ○ なし (1.0点) (0.5点) (0.0点)	【代表者の実績】 令和6年度に一般財団法人建設業振興基金等の継続能力開発(CPD)制度における取得単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:12単位
地域貢献度 3.0点 (加算の上限3.0点)	営業所の有無 【代表者】 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり ○ 上記以外 (0.5点) (0.2点) (0.0点)	【代表者の実績】 左記箇所に営業所を有するか。
	①過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 【代表者及び代表者以外の構成員】 ②消防団員の雇用 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①又は②の実績あり ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内で①又は②の実績あり ○ 上記の実績なし (1.0点) (0.5点) (0.2点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の実績】 ・令和2年度から令和6年度までの5年間において、公共施設又は公共的施設への愛護活動等を毎年1回以上、延べ5回以上行った事があるか。 【代表者及び代表者以外の実績】 消防団員に所属している社員を、現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
市町村との災害協定 【代表者及び代表者以外の構成員】 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 ○ 上記以外 (1.0点) (0.5点) (0.0点)	【代表者及び代表者以外の実績】 市町村と災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。	
評価点の合計	10.6点	

4 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、失格基準価格以上の価格をもって入札した者で、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

入札に参加した者に対して標準点を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×定数

＝(標準点＋加算点)／入札価格×(定数：100,000,000)

※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)

標準点：入札に参加した者全てに与えられる点数。

鹿児島県低入札価格調査実施要領(平成8年11月1日施行)第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

加算点：提出された技術資料を評価し、点数化したもの。

4-2 加算点の設定

加算点は次のとおりとする。

特別簡易型

1)一般土木工事(6千万円以上1億3千万円未満)	11.0点
2)一般土木工事(1億3千万円以上3億円未満)	11.0点
3)一般土木工事(3億円以上WTO対象未満)	11.0点
4)海上工事(6千万円以上3億円未満)	11.0点
5)海上工事(3億円以上WTO対象未満)	11.0点
6)橋梁上部工(PC)(6千万円以上WTO対象未満)	11.0点
7)橋梁上部工(鋼橋)(6千万円以上WTO対象未満)	11.0点
8)鋼構造物工事(浮桟橋)(6千万円以上WTO対象未満)	11.0点
9)建築一式(6千万円以上3億円未満)	10.6点
10)建築一式(3億円以上WTO対象未満)	10.6点
11)電気工事(6千万円以上2億円未満)	10.6点
12)電気工事(2億円以上WTO対象未満)	10.6点
13)管工事(6千万円以上2億円未満)	10.6点
14)管工事(2億円以上WTO対象未満)	10.6点

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

また、工事成績評定も減点対象とすることができるものとする。

ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について第5条に定める「総合評価技術委員会」の意見聴取を行う。

なお、「留意すべき事項」とは、「価格及び価格以外の技術的な要素を評価する基準」、「価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」等をいう。

上記の規定による当該意見聴取においては、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか確認するものとし、必要があるとされた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、価格以外の技術的な要素に係る評価結果の適否について、技術委員会の意見聴取を行う。

5-3 情報公開

①入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価方式による入札であること。
- ・技術資料の内容及び提出期限
- ・決定者基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

②総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・入札参加者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値
- ・各入札参加者の技術評価点内訳
（「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数）

③疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日（当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除く）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点（公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数）について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点内訳を書面により回答する。